

問題1 適合性判定における「手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 特定建築行為に該当する建築物について性能向上計画認定を取得していたため、所管行政庁等による適合性判定の手続き等を不要と判断した。
- 2) 所管行政庁等は、14日以内に適合判定通知書を交付できない合理的な理由があったため、期間延長の通知書を建築主事等に交付した。
- 3) 所管行政庁等は、申請受付前に申請に必要な図書の種類、部数等の形式的な確認を行い、建築主に対して図書の不足を指摘した。

問題2 建築物省エネ法における「完了検査」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 軽微な変更説明書及び所管行政庁等が交付した軽微変更該当証明書とその申請図書一式に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）であることを判断した。
- 2) 現地検査に用いた図書に機器の性能が明示されていたため、所定の性能を有していることを試験成績証明書から確認した。
- 3) 物販店舗のテナント部分において、照明設備および空気調和設備が設置されていたが、省エネ適合性判定においては当該設備が設置されていないものとして評価を行っていたので適合と判断した。

問題3 建築物省エネ法第23条の「大臣認定制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 大臣認定制度により、採用する個々の技術、および、個別の建築物に対して認定がなされた。
- 2) 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（登録省エネ評価機関）において、特殊の構造・設備を用いる建築物の性能を評価した。
- 3) 大臣認定の取得後に、大臣認定書に記載されている仕様等に該当しない省エネ基準に係る計画変更を行ったため、建築主は再度、大臣認定を取得した。

問題4 建築物省エネ法における「登録省エネ判定機関」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定員の本数は、登録省エネ判定機関あたり最低限 2 人であり、さらに、年間に判定を行おうとする特定建築物の棟数に応じて定められた数以上でなければならない。
- 2) 所管行政庁は、登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 3) 登録省エネ判定機関は、業務の公正性の観点から登録省エネ評価機関を兼ねることができない。

問題5 建築物省エネ法における「対象の判断」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築基準法第 85 条の許可を受けた仮設建築物であるが、 300m^2 を超えていたため基準適合義務の対象と判断した。
- 2) 平成 29 年 4 月時点で現に存する建築物の増築について、増改築面積が一定の割合以下である特定増改築に該当したため、省エネ計画を所管行政庁に届出をした。
- 3) 建築物全体が $1,500\text{m}^2$ の居室を有しない常温倉庫であったため、基準適合義務の対象外と判断した。

問題6 建築物省エネ法の手続きにおける「建築主の行為」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築確認申請をする際に、提出する図書等に非住宅部分や高い開放性を有する部分が判るように明示した。
- 2) 省エネ適合判定通知書等の提出にあたり、適合判定通知書のかわりに性能向上計画認定書の写しを添付した。
- 3) 特定建築行為に該当するため、確認済証の交付を受ける前に、適合判定通知書を所管行政庁等に提出した。

問題7 建築物省エネ法における「計画変更時の手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。ただし、再計算しなかったものとする。

- 1) 外壁の平均熱貫流率が0.50から0.54となる計画変更を行ったが、省エネ計画変更の必要のない軽微な変更と判断した。
- 2) 太陽光パネルの向く方位を真南方向から真西方向とする計画変更を行ったため、変更後の省エネ計画を所管行政庁に提出した。
- 3) 窓の平均日射熱取得率が0.80から0.70となる計画変更を行ったため、軽微な変更Bでの対応と判断した。

問題8 建築物省エネ法における「特定建築行為」及び「特定増改築」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 住宅部分の床面積が400m²であり、非住宅部分の床面積が2,400m²の複合建築物を新築する行為は、「特定建築行為」とであると判断した。
- 2) 非住宅部分の床面積が400m²の建築物に、1,800m²の非住宅部分を増築する行為については、「特定建築行為」とであると判断した。
- 3) 規制措置施行日（平成29年4月1日）前に竣工した非住宅部分の床面積が800m²の建築物に、900m²の非住宅部分を増築する行為については、「特定増改築」とであると判断した。

問題9 建築物省エネ法における「基準適合義務および届出に係る床面積」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 新築の複合建築物（学校1,800m²、寄宿舍500m²）については、基準適合義務の対象と判断した。
- 2) 新築の複合建築物（物販店舗部分150m²、住宅部分250m²）については、所管行政庁への届出の対象と判断した。
- 3) 1,900m²の工場に管理事務所350m²を増築する場合については、所管行政庁への届出は必要だが基準適合義務の対象外と判断した。

問題 1 0 建築物省エネ法における「規制措置」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定を受けた後に省エネ計画の内容に複数回にわたり変更が生じたが、いずれも計画変更の必要のない軽微な変更に該当したため、完了検査前にまとめて軽微変更の手続きを行った。
- 2) 適合性判定を受けた後に太陽光発電設備を設置したが、エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備であるため、完了検査申請時に軽微な変更説明書を提出しなかった。
- 3) 建築基準法上に係る計画変更時、再度省エネ基準に関する基準適合性判定を行ったので、建築主は計画変更後の建築確認済証の交付前に建築主事等に対して変更後の省エネ適合判定通知書を提出した。

問題 1 1 建築物省エネ法における「改正事項」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 複数の建築物が連携して省エネ性能の向上に取り組む、複数建築物認定において、自他供給型熱源機器等の設置の有無に依らず、全ての申請対象建築物について容積率特例を受けた。
- 2) 住宅トプランナー制度の対象に、請負型規格住宅が追加され、定められた戸数以上の住宅を供給する事業者には住宅の省エネ性能の現状を踏まえた目標水準が設定された。
- 3) 適合義務制度の対象に、中規模（300m²以上）の非住宅建築物が追加され、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の前提として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が義務となった。

問題 1 2 建築物省エネ法における「床面積」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 外気に対して高い開放性を有する駐車場（床面積 100m²）を含む 500m²のレストランの新築は、適合義務の対象であると判断した。
- 2) 性能向上計画認定で複数建築物認定に該当する 2,000m²の事務所ビルの新築について、そのうち地域熱供給設備の設置に要した 100m²を建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しなかった。
- 3) 既存の複合建築物（店舗部分 400m²、住宅部分 200m²）に、倉庫 100m²と住宅 100m²を増築する行為は、説明義務の対象と判断した。

問題 1 3 建築物省エネ法における「改正事項」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) BELS 評価書を取得しているため、届出義務制度における省エネ計算に係る図書の提出を不要と判断した。
- 2) 気候風土適応住宅に該当するか否か、所管行政庁が判断しなければならない。
- 3) ある市において、気象条件に応じて一部の山間部に対して省エネ基準を条例により強化した。

問題 1 4 建築物省エネ法における「総論」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築物省エネ法施行時に存する既存の非住宅建築物について、一次エネルギー消費量基準に合致していることを表示するためには、登録省エネ判定機関で基準適合認定を受けることが必要である。
- 2) 東京都が 10,000m²の非住宅建築物を新築しようとするときは、あらかじめ建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁等に通知しなければならない。
- 3) 1,000m²の非住宅建築物の増築を行う場合の届出では、一次エネルギー消費量基準のみが適用される。

問題 1 5 モデル建物法における「照明設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) 工場の屋外荷捌き駐車場の屋根に作業のために設けられた照明設備を入力した。
- 2) 10,000m²の百貨店を評価する際に「大規模物販店舗モデル」を選択したので、当該建物の事務室の照明設備は入力しなかった。
- 3) 博物館の展示室において、天井の照明設備及び展示物を演出するカラー照明設備を入力した。

問題16 モデル建物法における「照明設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) すべての照明器具について、手動スイッチによる局所的な調光システムを採用したため、明るさ検知制御を「無」とした。
- 2) 蛍光灯器具の具体的な型番が未定だったので、(一社)日本照明工業会による「ガイド114-2012:照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」に記載されている数値を入力した。
- 3) ホテルの客室において、ルームキーにより人の在・不在を判別して照明を点滅するシステムを採用したため、在室検知制御の有無を「有」とした。

問題17 モデル建物法における「エネルギー効率化設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) 複数の建築物用途に電力や熱を供給するコージェネレーション設備が設置されていたが、ある代表建築物用途のみに電力や熱が供給されているものとみなして評価した。
- 2) 屋根建材一体型の太陽電池アレイを「屋根置き形」として評価した。
- 3) アモルファス太陽電池を「結晶系以外の太陽電池」として評価した。

問題18 モデル建物法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 売り場面積1,000m²の物販店と、2,000m²の事務所の複数用途建築物について、建物用途「小規模物販モデル」と「事務所モデル」に分割して入力した。
- 2) 太陽光発電設備が無い建築物だったので、年間日射地域区分を入力しなかった。
- 3) コージェネレーション設備が備わっていたが、この省エネルギー効果は無いものとして評価した。

問題19 モデル建物法における「機械換気設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 空調をしていない倉庫に設置された機械換気設備について、その仕様・性能を入力した。
- 2) 機械換気設備の評価において、単相の送風機だったので入力を省略した。
- 3) 高効率電動機の有無の入力について、高効率電動機を採用した送風機の送風量の割合が、全送風機の合計風量の80%以上であったため「有」を選択した。

問題20 モデル建物法における「外皮性能」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 光を通さない鋼製建具を使用していたため、開口部仕様入力シートにおける「ガラスの種類」は「S」を選択した。
- 2) 地上階から最上階（塔屋階は除く）まで平面図上で同一位置にある非空調の部分を、非空調コア部とした。
- 3) 勾配屋根に対して水平な天井断熱を行っていたため、勾配なりの実面積を屋根面積とした。

問題21 モデル建物法における「給湯設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 全ての浴室シャワー水栓において、手元止水機構を採用したため、節湯器具には「節湯B1」と入力した。
- 2) 管径65mmの主たる配管について保温材の厚さを20mmとしたため、保温仕様には「保温仕様2または3」と入力した。
- 3) 燃焼式給湯システムを採用したため、定格消費電力には補機等が消費する電力を入力した。

問題22 モデル建物法における「空気調和設備」の入力シートの作成に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 自動制御が行われておらず固定回転数で運用する送風機について、インバータが設置されていたため、「変風量制御の有無」では「有」を選択した。
- 2) 暖房熱源のみが設置され、冷房熱源は設置されていなかったため、暖房熱源の仕様のみを入力し、冷房熱源については入力しなかった。
- 3) 吸収式冷凍機に付随する一次ポンプや冷却塔ファン、冷却水ポンプの消費電力については入力しなかった。

問題23 標準入力法における「エネルギー利用効率化設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 熱主運転のコージェネレーション設備が設置されていたが、電主運転とみなして評価した。
- 2) ガスタービンタイプのコージェネレーション設備が設置されていたが、ガスエンジンタイプと同等として評価した。
- 3) 太陽電池モジュールが屋根と空隙を設けて間接的に設置されていたが、太陽電池アレイの架台設置形として評価した。

問題24 「一次エネルギー消費性能評価」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築物省エネ法では、標準室使用条件を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量を算出する際に共通して使用している。
- 2) モデル建物法では、設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量がそれぞれ表示される。
- 3) 設計一次エネルギー消費量には、パソコン・プリンターなどのOA機器等によるエネルギー消費量が含まれる。

問題25 モデル建物法における「外皮」の入力に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 日除けの無い窓について、窓の日除け効果係数を入力しなかった。
- 2) 南東向きの外皮について、方位を「東」とした。
- 3) 非空調室の外皮について、断熱材の種類を「無」とした。